埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号告 一示

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県川越県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十八年四月十五日から三十日 て一般の縦覧に供する。 間埼玉県県土整備部道路環

平成二十八年四月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

道路の 種類 県 道

線 名 川越狭山自転車道線

 \equiv 道路の区域

新	IΞ	旧 新 別
田島三〇四番三地先まで	香一也是 2. 0 司 万 7. 2. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	区間
01.11. ~Ot·III	II. OO~	(メートル) 敷地の幅員
五 - : : : : : : : : : : : : : : : : : :		(メートル)
回路の設置と伴う迂		備考